

「鉄と鋼」「ISIJ International」投稿規程

1. 投稿資格

著者の半数以上が、本会個人会員であること。但し「ISIJ International」は、広く国内外の著者からの投稿を受け付ける。

2. 原稿の内容

- (1) 鉄鋼並びに各種材料・プロセスに関連する分野の学術及び技術の発展に寄与するもの。
- (2) 両誌掲載以前に公開刊行物に発表される可能性のないものに限る。但し、本会発行の和文の研究成果報告書の内容を補充完成させた原稿は、「ISIJ International」に投稿することができる。
- (3) 投稿は「鉄と鋼」、「ISIJ International」のいずれか一方のみとする。
- (4) 「鉄と鋼」の原稿は和文、「ISIJ International」の原稿は英文で書かれたものでなくてはならない。

3. 原稿の種類

原稿は以下のとおり「鉄と鋼」4種類、「ISIJ International」3種類とする。原稿の種類は審査の結果、変更を要請する場合がある。(2)のレビュー/Reviewは論文誌編集委員会からの依頼を原則とするが、著者からの申込みを編集委員会が認めれば投稿できる。

- (1) 論文/Regular article (「鉄と鋼」は原則刷り上がり6頁以内、但し編集委員会が認めれば8頁以内、「ISIJ International」は10頁以内)：鉄鋼工学、材料学、製造技術、設備技術及び鉄鋼をはじめとする材料の利用技術に関する学術ないし技術上の未発表の成果を記述し、その内容の客観性を論証したもの。
- (2) レビュー/Review：一つのテーマについて、既発表の研究や資料を総合的に集録・紹介し、読者に有益な情報を与えるもの。
- (3) 寄書/Note (刷り上がり3頁以内)：
 - (a) 速報価値のある発見や成果を要領よくまとめたもの。
 - (b) 新しい研究や技術を簡明に紹介したもの、興味あるトピックス、意見、提案を述べたもの。
 - (c) 両誌に掲載された論文等に対する意見、例証、反証等を述べたもの。
- (4) 技術報告 (「鉄と鋼」のみ。刷り上がり6頁以内)：鉄鋼をはじめとする材料の、製造技術・設備技術・利用技術に関し、著者による開発や進歩を記述した未発表のものであって、実用上十分意義のあるもの。

4. 単位

単位は国際単位系 (SI) を用いる。但し、SI 併用単位は使用できる。(添付表参照)

5. 投稿の手続き

- (1) 原稿：下記の①から⑧ (寄書/Note の場合、②と③は不要) を完備した正原稿1通、副原稿1通を提出する。副原稿の写真は、鮮明で良質なコピーでもよい。

- ① Application Form(本会所定のもの)；②Synopsis(英語で250語以内)；③Key Words(英語で数語・添付表参照)；④Text(本文)；⑤Reference(文献)；⑥Appendix(付録)；⑦Caption List(キャプションリスト)；⑧Figures/Tables(図・表)

- (2) 原稿送付先及び連絡先：〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 経団連会館3階

(社) 日本鉄鋼協会 学会部門事務局 編集グループ「鉄と鋼」/「ISIJ International」係
Tel : 03-3279-6022 (学会部門代表) Fax : 03-3245-1355 e-mail : editol@isij.or.jp

6. 原稿の受付

投稿された原稿が本会に到着した日を受付年月日とする。但し、投稿規程及び執筆要領記載事項が守られていない原稿は受付けない。

7. 受付後の取り扱い

原稿は論文誌編集委員会において審査し、掲載の可否を決定する。審査の結果、修正・加筆・削除等を著者に依頼することがある。著者は修正箇所を説明した回答書及び旧原稿を添えて、修正済み原稿1部を再提出する。依頼日より3ヶ月を過ぎて再提出されたものは、原則として新規投稿とみなされる。論文誌編集委員会が掲載可と決定した日を受理日とする。

8. フロッピーディスクによる原稿提出

印刷の正確さを期すため、著者は、掲載可と判定された原稿を収載したフロッピーディスクを提出することが望ましい。詳細は掲載決定通知とともに、著者へ連絡する。

9. 校正

掲載号が決定した原稿は、著者による校正を1回行う。この際、印刷上の誤り以外の修正・加筆・削除は原則として認めない。

10. 原稿料

依頼原稿の著者には、本会の規定により原稿料を支払う。

11. 別刷り購入の義務

別刷りは有料とし、論文/Regular article、寄書/Note 及び 技術報告 の著者は、最低50部を購入しなければならない。

12. 著作権の帰属

掲載された記事の著作権は、受付年月日から本会に帰属する。